

食の適正表示対策の強化を求める意見書

本年10月、ホテルのレストランで発覚したメニューの不適正表示は、その後、全国のホテルやレストラン等で相次いで発覚しており、本県においても同様の問題が発覚するなど、食に関する産地等偽装が後を絶たない状況である。

食の偽装表示は、消費者の信頼の失墜のみならず、アレルギー疾患の発症など、正に食の安全・安心に関わる重大な事案である。

本県では、「とくしま食品表示Gメン」による科学的検査手法を用いた監視活動、食品事業者等に対する食の適正表示の啓発指導を実施し、産地偽装の未然防止や早期発見に努めているが、景品表示法では、県の調査権限が限定されていることから、徹底した調査指導ができない状況にある。

また、外食店のメニュー表示については、景品表示法が適用されているが、表示等の基準が明確でないことから、事業者等に混乱が生じており、さらに、平成27年に施行される食品表示法では、新たな食品表示基準等について、現在検討段階にあり、詳細が示されていない状況にある。

このため、都道府県における監視指導体制の強化や、メニューの表示基準を法律に明確に位置付けるため、JAS法や景品表示法を見直すとともに、食品表示法の施行に向け、食品表示基準等を速やかに策定する必要がある。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が決定し、また、和食及び日本の食文化がユネスコの世界無形文化遺産に登録の見通しとなるなど、今後、日本の食に対する世界の関心がますます高まることが予想されることから、国内の消費者はもとより、海外からの旅行者等に対しても、食に対する信頼を損なわないよう真摯に取り組む必要がある。

よって、国においては、食の適正表示対策の強化に向け、景品表示法に係る食材偽装等防止対策の強化や新しい食品表示制度の推進のため、次の事項について格段の措置を講じられるよう強く要請する。

1 景品表示法に係る食材偽装等防止対策の強化について

(1) メニューの表示基準及び行政指導を行った場合の公表基準の明確化を図ること。

(2) 都道府県に調査権限を持たせ、監視体制の強化、整備を図ること。

(3) 食材や食品偽装防止対策として、科学的な産地判別技術を確立し、法的に位置付けること。

2 新しい食品表示制度の推進策について

(1) 生命に関わるアレルギー物質の表示や、加工食品の原料原産地、遺伝子組換え食品の表示等については、速やかに表示基準等を策定すること。

(2) 表示基準等の検討に当たっては、都道府県や食品事業者、消費者の声を十分に聴き、実効性のある制度とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年11月29日

徳島県議会議長 杉本直樹